

Homawar 向日葵

令和4年
第283号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会 www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



【宮城県】鳴子峡を渡る紅葉列車

主な内容

ちょっと知りたい税理士column……………	2-3	【実施報告】e-Tax・eLTAX講習会／税制研修会	
税務署だより……………	4-5	(決算・税務・インボイス)……………	13
わかりやすい事業承継／立川都税事務所からのお知らせ…	6	法人会入会案内／東京都最低賃金改正のお知らせ…	14
地域の名所／地域のイベント情報……………	7	人々……………	15
社労士コラム……………	8	税金クイズ実施のご案内／	
新春講演会のご案内／税に関する絵はがきコンクール…	9	無料インターネットセミナー等のご案内……………	16
【実施報告】青年部会租税プロレス／青年部会出前授業…	10	新年賀詞交歓会のご案内……………	17
会社紹介……………	11	会統一会員増強期間お知らせ等／各ブロック会員増強決起	
【ご案内】法人会セミナー／年末調整実務研修		大会のご案内／東村山第6支部ボウリング大会実施報告…	18
会等／インボイス制度説明会……………	12	法人会行事のご案内／厚生連絡協議会実施報告／	
【実施報告】オンラインはじめての経理実務／		福利厚生制度受託会社コーナー……………	19
オンライン簿記入門講座……………	13	レシピ……………	20

法人決算申告と換価の猶予申請

私、税理士下田壮一は、東村山法人会で年に2、3回決算法人説明会の講師をしている。税理士会で手を上げた者が、派遣されて勤める。

私は、毎回手製の研修資料を作成して臨む。この執筆校正だけでも準備に2日はかかる。

しかしながらお越しいただけるお客様は正直に言うと少ない。心が折れることもある。

なぜこんな手のかかる事をやるかと言えば、90%は自分の知識の再確認の場を作ること。10%が新たなお客様を増やすためである。この知識の再確認の項目として、「換価の猶予」は必須項目である。

しかしながら私が実際に換価の猶予の申請をすることは滅多にない。滅多にないからこそ、どのように対処しなければならないか考えておかねばならないのだ。

では換価の猶予とは何か？

平たく言うと法人税若しくは消費税等が払えません。きちんと払いますからしばらく待って下さい。その間は差押えをしないで下さい。計画的に払いますので延滞税も安くして下さい。文字通り換金して滞納に充てるのを猶予して下さい、という意味である。

まだ私が他の税理士事務所に勤務していた時、ある顧問先が本当に税務署に預金の差押えを受けた。(私の担当ではなかった) 何回かの催告のあと、法人の普通預金を差押えられ、数百万円が口座から消えていた。社長は慌てたが後の祭りであった。

このような第3者から銀行口座の差押えを受けた場合、その法人は銀行取引約定書に記載されているとおり、期限の利益を喪失する。そして、銀行から融資を全額返済してくれと

言われても文句を言えない事となる。いわば会社の死亡宣告である。

では、どうしなければならなかったのが本題である。

なお、国税の猶予制度には、今回の「換価の猶予制度」のほか「納税の猶予制度」がある。「納税の猶予制度」とは、災害、病気、事業の休廃業等を原因とした場合に認められる猶予制度である。一方「換価の猶予制度」は、特に原因は限定されておらず、「事業の継続や生活の維持が難しい場合」に広く認められる制度となる。今回は後者の話である。

4月期決算法人を例にあげる。

今は2021年4月下旬とする。今期は決算上赤字が確実視される。資金繰りもよくない。

法人税等は発生しないだろうが、消費税は5、6百万円余り発生するであろう。私が税理士であれば緊張が走る。銀行の融資も期待できない。

換価の猶予申請をしようとする。

4月決算とすると5月20日頃には数字が概ね出てくる。換価の猶予申請を考えると5月中旬に決算を確定させたい。支払う消費税を計算し、いくら猶予してもらえばいいのか社長と検討する。

全くの私見だが、このような時は6月1日には決算申告は終えて提出してしまうのがいいと思う。そして今度は払えない消費税の換価の猶予申請をしなければならない。これが又大変なのである。

5月1日から申請日までの帳簿を簡単にまとめなければならない。





申請書を作成するには、少なくとも決算日から5月31日までの通帳等のデータをpdf等でもらう必要がある。(税務署には決算日から直近の通帳写し等の提出も求められることが多い。)

さらに、6月末に入金される売掛金、支払う買掛金等も把握する。

簡単に言うと、決算を終えた後、申請書の添付書類を作成するため、再度申請日までのミニ決算をまとめなければならぬといえはわかりやすい。

これは、提出する書類が換価の猶予申請書だけではないからである。

国税庁サイトより、換価の猶予申請手続き部分の一部引用を開始する。

- 1 財産収支状況書 1部
(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」各1部)
- 2 担保提供書(様式・記載要領については、「納税の猶予等に係る担保の提供手続」をご覧ください。) 1部

引用終わり

換価の猶予申請書の提出期限は納付すべき国税の納期限から6か月以内とある。

ならばなぜ、そんなに急ぐのか。

その理由は延滞税の利率にある。換価の猶予が認められれば、「換価の猶予許可通知書」が納税者に届く。この場合の令和4年における延滞税の軽減利率については、年0.9%となる。

換価の猶予の申請をしない場合の延滞税率は、令和4年は納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については2.4%、それを超えると8.7%である。

「国税庁の納税の猶予制度FAQ」でも納期限内の申請を薦めている。

引用開始

問31 換価の猶予を受けようとする場合、猶予の申請期限内であれば、いつ申請をしても延滞税の負担は同じか。

(答)

○換価の猶予は納期限から6か月以内に申請する必要がありますが、延滞税は納期限の翌日から発生しますので、納期限を過ぎて申請されると、納期限の翌日から猶予申請日の前日までの間は延滞税が軽減されないこととなります。(太字は筆者)

○納税者の方にとって不利となりますから、早めの申請をお勧めします。

引用終わり

後編に続く



Profile 下田 壮一

小平市小川駅西口そばで
税理士事務所経営

平成12年税理士試験合格
同16年1月独立。30歳まで
信金職員。57歳。

小平市等で税務相談年間
10日以上、法人会の決算法人説明会等で
毎年、講師を務める。

経営革新等支援機関(同31年更新)、支援
金等事前確認機関登録。



■事務所所在地

小平市小川西町4-17-21 下田ビル5階

■TEL 042-341-1964

■E-mail souiti@msi.biglobe.ne.jp

税 務 署 だ よ り

インボイス制度説明会のご案内

- 令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録申請は、原則として令和5年3月31日までに行う必要があります。
- 現在免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録を受けるかご検討されている方は、インボイス制度の説明会を次の日程で開催していますので、ぜひ、ご参加ください。

制度の詳細は
こちら



1 インボイス説明会 ～消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け～

※ 消費税の申告をしている（したことのある）個人事業者・法人の方向けの説明会となります。

日 時	開 催 場 所 な ど
令和4年11月1日（火） 15時00分～15時30分	東村山法人会館 3階会議室（東村山市本町1-23-6） 20名定員
令和4年11月25日（金） 14時00分～15時00分	
令和4年12月1日（木） 15時00分～16時00分	小平市役所 6階大会議室（小平市小川町2-1333） 25名定員
令和4年12月2日（金） 15時00分～16時00分	東久留米市役所 7階 701会議室（東久留米市本町3-3-1） 25名定員
令和4年12月5日（月） 15時00分～16時00分	西東京市役所 田無第二庁舎 4階第2・第3会議室 （西東京市南町5-6-13） 10名定員
令和4年12月6日（火） 15時00分～16時00分	清瀬市 中清戸地域市民センター 第1会議室 （清瀬市中清戸4-847） 15名定員
令和4年12月9日（金） 15時00分～16時00分	東村山市市民センター 2階（東村山市本町1-1-1） 20名定員

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

2 インボイス制度・登録申請説明会

～登録申請手続きにご不明のある個人事業者方向け～

※ インボイス制度の概要・登録申請手続きを知りたいという個人事業者向けの説明会となります。

日 時	開 催 場 所 な ど
令和4年11月1日（火） 15時00分～16時00分	（場所）東村山税務署別館 1階会議室（東村山市本町1-20-22） 各回15名定員 ※ 開場は10分前になります。 ※ 税務署の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。 ※ 当日登録申請手続きを行う場合は、ご自身のスマホ及びマイナンバーカードをご持参ください。なお、デバイスにより対応できない場合がございますので、ご了承ください。
令和4年11月2日（水） 15時00分～16時00分	
令和4年11月4日（金） 15時00分～16時00分	
令和4年11月7日（月） 15時00分～16時00分	

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、**事前に次の連絡先まで申込みをお願いします。**

**【連絡先】東村山税務署 042-394-6811（代表） ※自動音声にしたがって、「2」を選択
個人事業者：内線412 法人：内線313**

- ※ なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
※ また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
○ マスクの着用をお願いします。



東村山税務署

令和4年分の主な改正事項

令和4年分の年末調整の計算に当たっては、令和3年分から比べて大きな改正事項はありません。

令和5年1月からの主な改正事項の概要

1 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件の見直し

扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は①16歳以上30歳未満の者、②70歳以上の者、③30歳以上70歳未満のうち（イ）留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、（ロ）障害者又は（ハ）扶養控除の適用を受けようとする人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者となります。

改正内容を図示すると、次のとおりです。

〔令和4年12月まで〕

〔令和5年1月から〕



（R 5 改正事項）



（記載例）

2 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

「令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄に、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」等を記載する欄が追加されました。



（R 5 税額表）

3 令和5年分の源泉徴収税額表

令和5年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和4年分から変更はありません。

今年の年末調整は「年調ソフト」で電子化しましょう！

もう何をどこに
書けばいいか
迷わない！

従業員



データ
提出

勤務先
（給与担当者）



年調ソフトは
公式アプリストアから
簡単ダウンロード！！

年調ソフトで
控除額を
自動計算！

控除証明書との
チェックが不要！

年末調整が
ペーパーレスに！

年調ソフトを使えばメリットいろいろ！

1) 控除額の検算が不要

従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書等を作成するため、控除額の検算事務が不要となります。

2) 控除証明書等との突合作業が不要

従業員が、年調ソフトに控除証明書等データをインポートすることにより、控除証明書等の内容が控除申告書の所定の項目に自動入力されるため、控除申告書の記載内容と控除証明書等との突合作業が不要となります。

3) 従業員等からの問合せが減少

従業員が、年調ソフトの入力支援機能や、「年調ソフトヘルプデスク」を利用することにより、従業員からの問合せが減少することが見込まれます。

4) 年末調整関係書類の保管コストの削減

従業員から提供された控除申告書データを原本として保管するため、書類の保管が不要となります（従業員から書面で提出を受けた書類については保管が必要となります。）。

詳しくは国税庁ホームページ

「年末調整手順の電子化に向けた取組について」

でチェック！⇒



第10回

わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲 寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

今回で連載回数が区切りの「10」となりました。当初6回シリーズでご依頼をいただきましたが、目下絶賛延長中ですので、本当に有り難い限りです。今後ともご要望がある限り書き続けていきたいと思いますので、引き続きお付き合いいただければ幸いです。

さて前回は、事業承継税制を適用するための「3つの要件」について確認していきまして。その中で、前回は1つ目の「先代要件」について詳しく触れました。

今回は2つ目の要件である「後継者要件(今回は贈与の場合)」についてみてみましょう。

まずは、贈与の場合の「後継者要件」からです。要件は下記の5つです。

- 1 会社の代表権を有していること
- 2 18歳以上であること
- 3 役員の就任から3年以上を経過していること
- 4 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること
- 5 後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること(特例措置の場合)
 - (イ) 後継者が1人の場合
後継者と特別の関係がある者(他の後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
 - (ロ) 後継者が2人又は3人の場合
総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者(他の後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

1については、後継者が代表権を取得した後に株を贈与することが要件となります。前回の先代要件の時にも触れましたが重要で

ので再度記載します。順番は必ず代表権の交代(必ず登記)→株の贈与→都道府県への申請となります。この順番を間違えると事業承継税制の適用が出来なくなりますので、くれぐれもご注意ください。

次に2ですが、こちらは、贈与時18歳以上であれば問題ありません。今年の3月末までは20歳以上でしたが、民法が改正され2歳引き下げられました。



その次の3ですが、事業承継税制を検討する会社で、実務上「検討した年に贈与できない」一番のハードルとなっています。これは、贈与の時から遡って、3年以上役員として登記している必要があります。この「3年」は累積ではダメで、継続して登記していないと適用になりません。

私がご相談いただいた際、真っ先に会社謄本で確認する事項がこちらで、後継者の方が未だ登記して1年や2年であったり、中には未だ役員登記すらされていない場合も散見されます。

仮に役員登記されていない場合で、なるべく早く当該税制を適用したい場合には、役員登記の時期も重要となります。以前、贈与の場合で都道府県への申請期間は、毎年10月15日から翌年の1月15日と申し上げました。逆算すると、年内に登記し贈与しないと、結局次の10月15日まで待たなくてはなりませんので要注意です。

4については、前回掲載した先代要件の「テレコ」ですので割愛します。

最後に5ですが、1人に贈与する場合はシンプルですが、特例でのみ可能な複数贈与(最大3人まで可)の場合は少々複雑です。仮に3人に特例を使って贈与する場合、3人共に代表権を有しなければならぬのは勿論、この後継者3人が各々総議決権数の10%をクリアし、かつ、株主構成で上位1位～3位にならなければなりません。例えば、1位後継者、2位後継者、3位「他の株主」、4位後継者の場合だと、4位の後継者は適用要件から外れます。

ちょっと難しい話になりましたので、ご不明点はお気軽にご相談ください。

プロフィール

執筆: 中小企業診断士 上甲 寛

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



事務所

株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL▶03-5227-3601/FAX▶03-5227-3604
E-mail▶joko@kokudokoue.co.jp
http://www.kokudokoue.co.jp/

立川都税事務所からのお知らせ - 東京都主税局についてのお知らせ -

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「大気汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたらお知らせください。

不正軽油110番 0120-231-793

E-mail S0080214@section.metro.tokyo.jp



また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部調査査察課(03-5388-2958)までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

東京都 不正軽油

検索

地域の名所

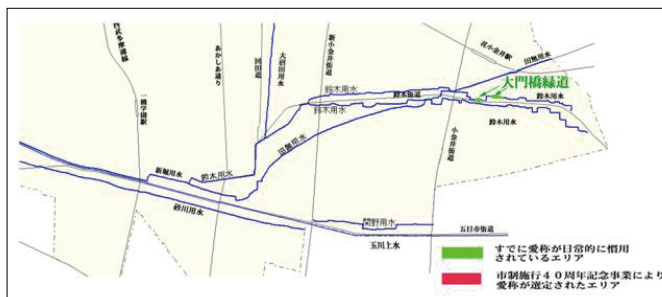
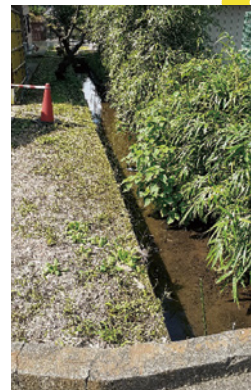
鈴木用水

小平市には多くの用水路が在ります。代表的な玉川上水は「逃げ水の里」と呼ばれるほど水に乏しい荒野だった小平に生活用水を届けました。その玉川上水から用水路を取り入れました。その中の一つ鈴木用水を紹介します。

享保の改革によって鈴木新田が開発されたのに伴い、享保14年(1729)に玉川上水から取り入れた用水路です。鈴木街道に沿って北側と南側を流れ、各家の飲料水(生活用水)として使われました。小平の重要な歴史的文化遺産です。(こだいら観光まちづくり協会より引用)

この側には鈴木遺跡資料館もあり発掘された遺跡を見学することもできます。(一部利用制限あり)

小平市には色々な用水路が在りその近くには歴史的なものや癒しの場所もたくさんあります。週末お散歩をしてみても如何でしょうか



西東京市

地域のイベント情報

～東京文化財ウィーク2022～

秋の屋敷林企画と郷土資料室特別展

保谷のアイ

～尾張徳川のお鷹場～

屋敷林の一角にある蔵から発見された胴丸を展示、尾張徳川のお鷹場であった歴史をひも解きます。

藍染め体験や昔遊びなども楽しみながら秋色美しい屋敷林の魅力を堪能してください。

- 日時：11月3日(祝) 午前10時～午後3時
(荒天中止)
- 場所：下保谷四丁目特別緑地保全地区
- 共催：下保谷の自然と文化を記録する会
高橋家屋敷林保存会

思い出の中の風景

～定点写真で見る田無の昭和と今～

定点写真で、田無の活気に満ちた昭和と今を比較展示します。

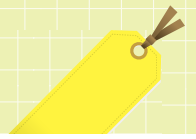
思い出の中の懐かしい田無の風景と街の移り変わりを写真と広報誌で紹介します。

- 日時：10月29日(土)～12月25日(日)
午前10時～午後5時
※(月)・(火)を除く
- 場所：西東京市郷土資料室

問合せ先：社会教育課 ☎042-420-2832



経産省が全企業の取り組むべき 人権侵害防止の指針案 を発表!



① 本年8月5日に、経産省は企業が自社のサプライチェーン(供給網)での人権侵害を把握し、その改善・軽減・防止に取り組む(人権デューデリジェンス=人権DD)の指針案を発表しました。今後、世界的にも人権侵害は許されないという強いメッセージです。

② 人権DDのステップ1

人権侵害は許さないという
企業方針表明と周知です。

③ 人権DDのステップ2

自社で把握した人権侵害例を
特定します。(参照 資料1)

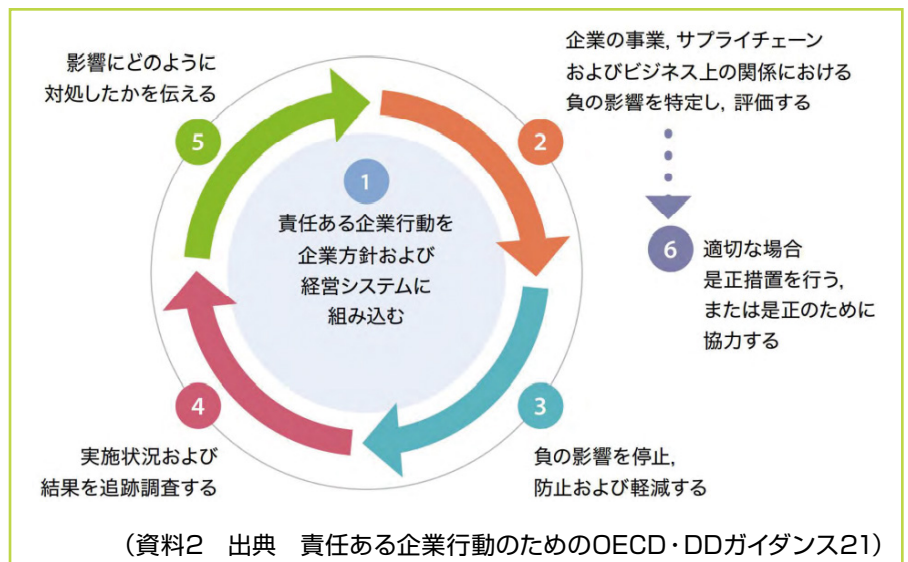


④ 人権DDのステップ(1~6)に
いかに取り組み、負の影響による
(取引解消、損害賠償、SNS
による信用棄損、倒産等)リス
クをどのように予防、回避、軽
減したかを公表します。



労働時間・ メンタルヘルス	■長時間労働によりうつ病を発症した労働者が自殺。この自殺は労働災害としても認定され、社員に違法な残業をさせていたとして会社は略式起訴され、当時の社長も引責辞任。これによりESG投資銘柄から除外された他、官公庁や地方自治体から指名停止処分を受けた。
技能実習生の 労働基準	■日本国内の縫製工場における技能実習生の過酷な労働環境がテレビで放映された。発注元のアパレル企業とこの技能実習生の受入企業とは直接の取引関係はなかったが、テレビ番組を見た視聴者によって発注元のアパレル企業が特定され、批判の聲が高まったことで、アパレル企業が謝罪をするに至った。
ハラスメント	■長時間労働やセクハラ等が原因でうつ病を発症したとして、女性従業員2名が労災認定を受けた。「ノルマ未達成であることを大勢の前で罵倒される」、「社内恋愛を推奨するメールが送られてくる」等のセクハラ横行が明らかとなったが、当該企業は「女性が活躍する企業」としてメディアで紹介されてきたため、この事件は大きく報道で取り上げられた。

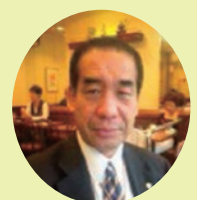
(資料1 出典 国際経済連携推進センター)



前号に引き続き、お気軽に法人会事務局へご相談下さい。(60分無料)

筆者紹介 石津 雄美(いしづ たかよし)

2022年10月1日現在



石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
ワンストップソリューションサービスチーム=NCVPI主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ) 会員

略 歴	■昭和53年	中央大学法学部法律学科卒業	事 務 所	■所在地	〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
	■保有資格	損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任		■TEL	090-1738-7991
	■平成18年	年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)		■e-FAX	050-3133-0539
	■平成27年4月1日	第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)		■e-MAIL	07159596012@jcom.home.ne.jp
				■HP	https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu

ご案内

令和5年 新春講演会のご案内



講師 林家 たい平氏 (落語家)

日時 令和5年 1月16日(月) 15時30分開催

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

参加費 無料

定員 200名(予定)会員は、入場順でのご案内となります。
一般の方の申込等は、当会HP等で12月にご案内します。

問合せ (公社)東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



落語においても明るく元気な林家伝統のサービス精神を受け継ぎながらも、古典落語を現代に広めるために努力を続け、落語の楽しさを伝えている。たい平ワールドと呼ばれる落語には老若男女数多くのファンを集め、年間を通じ定期的に行う自らの独演会を中心に全国でも数多くの落語会を行っている。テレビやラジオ等幅広く活躍している。

《その他肩書等》

公益財団法人 日本動物愛護協会 理事、秩父市観光大使、石巻市観光大使、東秩父村観光大使、長瀬町観光大使、理容名誉大使、埼玉応援団コバトン倶楽部、みやぎ絆大使

◆新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、延期や中止となる場合があります。
中止等の際は、当会HPにて連絡いたします。

ご案内

第9回 税に関する絵はがきコンクール

大募集!

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深いただくために実施いたします。

1 テーマ：税に関する絵

(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

2 応募資格：小学生が対象です。

3 応募点数：児童1人につき1点とします。

4 応募方法及び応募先

「官製はがき」に氏名等の必要事項及び税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また描画素材はといません。文字や標語などの描き入れも可とします。

(応募先・お問合せ先)

〒189-0014 東村山市本町1-23-6

☎042-394-7654 ☎042-392-3820

公益社団法人東村山法人会 女性部会

5 応募締切：2022年11月4日(金)

6 審査：全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは

広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。なお、優秀作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- 東村山法人会最優秀賞 ● 法人会長賞
- 女性部会長賞 ● 税務署長賞
- 都税事務所長賞 ● 優秀賞

8 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報(入選者等)への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためのみに使用します。



《主催》公益社団法人 東村山法人会 公益財団法人 全国法人会総連合 《後援》国税庁

青年部会租税プロレス

実施
報告

令和4年8月10日（水）、成美教育会館グリーンホールにおいて、「租税プロレスフェスティバル 租税プロレスvol.7」と題して東村山法人会青年部会主催の事業を開催いたしました。

相変わらずのコロナ禍中、7回目を迎えた当事業は前回同様、会場収容可能人数の半数の200名を上限とした有観客、そしてニコニコ動画で生配信を併用する手法を用いました。

ご当地アイドルWill Never Stop!によるライブを皮切りに社会人プロレスW.I.Nにエキシビジョンマッチを行い、会場を温めていただいた後に田中青年部会長の挨拶で租税プロレスフェスティバルの開会を宣言し、アイドルの網倉理名さん、津崎真希さん、ヤギヌマメイさんそれぞれライブを行った後、青年部会主催で租税教室を行いました。

今回の租税教室は前回前々回とは異なり、国税庁作製の租税教育映画を用いずに税金に関する基本を、租税教室の司会にアイスリボンの藤本つかささん、講師に青年部会の遠藤さんを据えて、会場の方を巻き込んで周知させていただきました。

最後にプロレスの試合を女子プロレスアイスリボン、暗黒プロレス組織666の2団体のご協力をいただき計6試合行いました、第6試合メインイベントは恒例となった租税タッグタイトルマッチであり、2カウントルール、フォールを取った選手にクイズの回答権が与えられ、クイズに正解した選手のタッグチームが勝利という形式で行っております。今大会は前王者がベルトを返還したことに伴いまして王者決定戦となり、今大会では9問目の問題で決着がつき、ラム会長選手・咲蘭選手が新王者となりました。

第7回目も若干の形を変えたとはいえ併用開催となり、可能性・問題点も見えてきましたがまだまだ発展できる事業として、発展させたいと強く思う次第でございます。

今回もコロナ禍での開催、スタッフ、来場者、選手に至るまで検温、手指消毒、マスク着用のお願い、声援の禁止、試合毎にリングの消毒と感染対策を徹底した対策をさせて頂きました。

現在、観客の方でコロナ感染症の症状を訴えている方はいない事をご報告すると共に、ご協力いただいた団体の皆様に感謝申し上げます。

記 青年部会副部会長 師岡 勇一郎



田中青年部会長挨拶



出演者の皆様



チャンピオンベルトを獲得



青年部会員と租税タッグチャンピオン

青年部会出前授業

実施
報告

9月22日（木）小平市立小平第5小学校において租税教室（出前授業）を開催しました。最初に田中青年部会長より挨拶を行い授業を開始しました。6年1組の先生役に佐久間幹事、司会役には中野副部会長、2組の先生役に清水部会員、司会役には吉村部会員、3組の先生役に吉村幹事、司会役には中野副部会長が担当し、最初に「税金を払いたくない人、手を挙げて」と質問するとチラホラ手が挙がりました。その後、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、そのアニメを題材にしたクイズ5問を交え、授業を行いました。

最後に、「税金を払いたくない方、手を挙げて」と先生役が質問すると、手は挙がりませんでした。税金の必要性を十分に理解してもらえたと安心しました。



田中青年部会長



中野副部会長 佐久間幹事



吉村部会員 清水部会員



中野副部会長 吉村幹事

会社紹介



Company introduction

かどや建設株式会社

- ▶代表取締役 小林 秀樹
- ▶所在地 東村山市本町2-18-11
- ▶TEL: 042-391-0316
- ▶FAX: 042-393-5917 ▶東村山第6支部



〈HP〉



社屋

■会社概要

弊社は、昭和三十七年に私の祖父が不動産賃貸管理業者として開業しました。平成二年の父の代で法人設立以来、お客様の資産形成、不動産の有効活用・相続対策立案を手掛けており現在に至ります。現在は娘の私と弟も加わ7名のスタッフが生籍しています。

企画立案案件として、コンビニ16件、ドラッグストア4件、ロードサイド物販業種6件、ロードサイド飲食業5件、金融機関5件、認知症施設（東京都補助金対象事業）6件、保育園（東京都補助金対象事業）4件、戸建賃貸住宅18棟を手掛け、お客様に幸福を提供させていただいております。



▲代表取締役 小林 秀樹

■会社のアピール

地域密着の考え方に基つき、弊社では今は亡き先代の頃から長いお付き合いをさせていただいているお客様が多いです。オーナーからお預かりしている物件を管理（入居者の把握）しているからこそ、相続等を見据えた資産活用ノウハウのご提案ができます。

現在深刻化している空き家問題の解決にむけても積極的に関わり組んでおります。弊社では宅建士、賃貸不動産経営管理士、インテリアコーディネーター等資格保有者が在籍しております。リフォーム、リノベーションは建材カタログを現場に全て持参し、何度も足を

運び、現場を確認するからこそ素敵な空間を創る事ができます。

直近の東小金井市賃貸戸建6棟現場は、賃料設定をリクルトスーモに相談しましたが、データが無く悩みました。私は毎週、東小金井に住人や地元のお店の方に町の話をつう為、何度も足を運びました。

今やインターネット社会ですが、意外に地道な仕事だと日々感じております。

■今後の事業についての抱負

地域の発展を目指し東村山市の為になる事業を手掛けていきます。

《企画立案案件》





セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	令和4年 11月 1日(火)	13時～15時30分
税務教室「適格請求書等保存方式の概要」	11月 8日(火)	15時～16時
新設法人説明会	11月29日(火)	13時～15時45分
決算法人説明会	令和5年 1月10日(火)	13時～15時30分
税務教室 「消費税申告書作成講座I～原則課税～」	1月17日(火)	14時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。

決算法人説明会と新設法人説明会は
事前申込をお電話で承ります。

▶▶ ☎042-394-7654

※新型コロナウイルス感染症の影響等で開催を取り止めることがあります。細部は事務局へお問い合わせ下さい。

ご案内

年末調整実務研修会等のご案内

無料!

- 研修内容
 - ① 令和4年給与所得者の年末調整のしかた
 - ② 法定調書の作成と提出

DVDを視聴後、税務署担当官による研修を行います。
どなたでも参加できます!

参加者には、「年末調整のしかた」書籍を進呈します。(1社に1冊)
- 開催日

令和4年11月17日(木) 午前の部:10時～12時 午後の部:14時～16時
11月18日(金) 午前の部:10時～12時
(各回同一内容です。いずれかをご選択ください)
- 場 所 東村山法人会館
- 参加費 無 料
- 定 員 各回20名(先着順) ※1社2名まで

お申込みは
QRコードより
アクセス!!



ご案内

インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されますが、適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。インボイス制度の基本的な仕組みについてご説明します。

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先(東村山税務署)まで申込みをお願いします。なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

- 申込先 東村山税務署 法人課税第1部門 ☎042-394-6811(代表)(内線313)
- 開催日 11月1日(火) 15時～15時30分、11月25日(金) 14時～15時
- 定 員 各回20名
- 会 場 東村山法人会館

報告

オンラインはじめての経理実務 実施報告

7月14日(木)から8月10日(水)の期間内なら、職場や自宅で24時間いつでも何回でも視聴可能な「オンラインはじめての経理実務」を開催しました。本講座は経理実務を基礎から学べるとともに、コロナ禍においても安全に学習が可能なため、多くの受講者に参加いただきました。

講師は、資格の学校TAC税理士講座で人気の信澤 奈津美 氏により、1年間のスケジュールをイメージしながら事例を通して学び、実務に即した講座で大好評でした。



信澤 奈津美 氏

報告

オンライン簿記入門講座 実施報告

9月8日(木)から9月21日(水)の期間内ならいつでも、どこでも24時間何回でも視聴可能な「オンライン簿記入門講座」を開催しました。会員様の「簿記を学びたい。」とご要望受け、実施しました。

講師は、資格の学校TAC人気講師として活躍中の松本 勝 氏により、簿記の知識ゼロからのスタートでも、係数感覚を身につけたい営業担当や企画担当の方、日商簿記3級を学ぶ前に基本を学習したい方向けに行い、大好評でした。



松本 勝 氏

報告

e-Tax・eLTAX 講習会 実施報告

9月27日(火)東村山法人会館において、三密防止を図りながら国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会を開催しました。講師の東村山税務署法人課税第1部門川口法人審理担当上席からe-Taxの各種手続き等について、立川都税事務所事業税課法人事業税班岩城主事と藤原主事からeLTAXの利用開始手続き等についてご説明いただきました。

次回は2月に実施する予定です、是非ご参加下さい。受講者からは「全く分からない箇所を質問できてとても助かりました」と感想をいただきました。



東村山税務署
川口法人審理担当上席



立川都税事務所 同
岩城主事 藤原主事

報告

税制研修会実施報告

税務教室

9月13日(火)東村山法人会館において、東村山税務署芦村法人審理担当官を講師にお迎えし、税務教室「令和4年度税制改正の概要」を開催しました。受講者からは、講師の説明が丁寧で分かり易く、決算書作成に役に立つと大変好評でした。次回は、11月8日(火)に適格請求書等保存方式の概要についての教室を開催となりますが、年間を通じて開催しています。詳しくは事務局までお尋ね下さい。



インボイス制度説明会

9月21日(水)東村山法人会館において、東村山税務署川口法人審理担当上席を講師にお迎えし、インボイス制度説明会を開催しました。令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)適格請求書発行事業者となるための登録申請手続等について、丁寧にご説明をいただきました。次回は11月1日(火)と11月25日(金)に開催します。詳しくは事務局までお尋ね下さい。



決算法人説明会

9月6日(火)東村山法人会館において、木村智宏税理士及び税務署芦村法人審理担当官を講師にお迎えし、9月に決算を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して、説明会を行いました。全法連発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」(令和4年度版)に基づき講義をいただくとともに、今年度の税制改正等について説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官による個別に質疑応答による対応いただき、参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。



どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和4年10月1日から

時間額 1,072 円 に改正されます。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金当各社助成金制度を設けています。

《 問 合 先 》

東京都最低賃金
について

▶ 東京労働局労働基準部賃金課（☎03-3512-1614（直通））
東京働き方改革推進支援センター（☎0120-232-865）

業務改善助成金
について

▶ 令和4年度業務改善助成金コールセンター（☎0120-366-440）
東京働き方改革推進支援センター（☎0120-232-865）
東京労働局雇用環境・均等部企画課（☎03-6893-1100（直通））

ひとひと

東久留米第2支部
北多摩いちょう法律事務所
代表弁護士

いなむら てるのぶ
稲村 晃伸 さん



弁護士になる
ために埼玉県
和光市にある
司法研修所と
いうところで
約1年間にわ
たる司法修習
を受けます。
その時に仲良
くなり、ほぼ

経営者の「かかりつけ医」として

生まれは、東京都杉並区ですが、1歳半のとき、清瀬(当時は北多摩郡清瀬町)に移り住みました。今は仕事の関係で東久留米市に住んでいます。東久留米駅の西口徒歩1分のところで法律事務所を営んでいる弁護士です。

弁護士になろうとしたきっかけは、テレビで「白い巨塔」を見て、なぜか主人公の財前五郎の悪事を追及する弁護士に憧れていたからです。

法科大学院を経て司法試験に受かると、

毎日、自家用車で最寄り駅まで送ってくれた修習生(司法試験に受かった法律家の卵のことをそう呼びます。)が、当法人会の大物のお兄さんだったと後になって知り、世間は狭いなど改めて驚きました。

都心の法律事務所数年間、勤務弁護士として修業を積んだ後、東久留米市で開業してもうすぐ11年になります。東久留米市で開業したのは、どうせ開業するなら自宅から遠くないところで開業しようと考えていたのですが、さすがに清瀬は病院くらいしかないのです、隣の駅にしようという不純な動機からです。

ちなみに、弁護士の世界には、自民党の旧

田中派、旧福田派のような派閥があります。開業した翌年に派閥の先輩が、「東久留米のロータリークラブで弁護士の会員を探しているが、多くの人と知り合う機会になるから入ったら?」と声をかけてきました。我々の世界では先輩の言葉に逆らうという選択肢はありませんから、即座に入会しました。その後、ロータリークラブの会員の紹介で、当法人会にも賛助会員として入れたいただき、入会後間がないにもかかわらず、当法人会の家族旅行に一緒にさせていただきました。実際、多くの経営者のかたと知り合うことができました。なお、今年度は、ロータリークラブの会長を拝命しております。

最後に私の仕事ですが、私は、近隣の法人様の「かかりつけ医」になりたいと思っています。「かかりつけ医」といっても、私は医師の資格を持っていないので、法人の社長さんの法的なお困り事を解決できればと思っています。社長さんは、対外的にも体內的にも孤独です。そこで、取引先とのトラブルや従業員さんとのトラブルはもちろん、社長の個人的な問題(離婚、相続等)も解決するのが私の仕事なのです。

ご案内

税金クイズ実施のご案内

各市の皆様は税金について少しでも知ってもらうとともに、法人会の活動をPRを行うため、例年市民産業祭等の会場で行っていた「税金クイズ」を今年は下記の要領で行う予定です。是非お立ち寄りください。

小平ブロック

- 開催日：11月12日(土)
〈小平市民産業祭内〉
- 場 所：小平市役所立体駐車場



小平ブロック会員の皆様



清瀬支部

- 開催日：11月4日(金)
15時～16時(予定)
- 場 所：清瀬駅北口西友に伸びる
ペDESTリアンデッキ上



クイズに挑戦
いただいた方に
お花を
差し上げる
予定です。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、開催を中止等する場合があります。
細部は、小平市商工会及び東村山法人会HPをご確認ください。

ご案内

東村山法人会より 無料インターネットセミナーのご案内

無 料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

オススメ

現在配信中のオススメセミナー

米澤総合法律事務所
代表弁護士 米澤
章吾



労働問題で足を
すくわれない
経営を目指して

	セミナー名	講 師	分数
経理・税務・財務	インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント	川口 宏之	78分
	初心者でもよくわかる! 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
一般経営	これからの企業ブランディング	福井 崇人	43分
研修・人材育成	社労士が考える 円滑な人間関係を築くためのコミュニケーション術	大野 ゆかり	33分
	良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え(前編)	外川 智恵	35分
労務	人事労務 基礎講座	野澤 直子	98分

※ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約600本のセミナーがご覧いただけます。
ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。 ☎042-394-7654

ご案内

新年賀詞交歓会のご案内

日時 令和5年1月16日(月) 17時10分 開会

場所 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)



新春講演会に引き続き、恒例の福引大会と新入会員紹介行事を計画しています。是非、ご参加下さい。

※新型コロナウイルス感染症状況によっては、飲食を取り止める場合があります。詳しくは、12月に当会HPでお知らせいたします。

※新春講演会は15時30分から開催されます。詳細はP9をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手続で加入できます |

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaiikyoo.or.jp/>



会統一会員増強期間お知らせ

会統一会員増強期間▶ 10月20日(木)～11月19日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為には、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。
会員皆様のご協力をよろしくお願いします。
※今年は新型コロナウイルス感染拡大状況等を踏まえて、無理のない範囲での行動をお願いします!

ご案内

各ブロック会員増強決起大会のご案内

令和4年度の東村山法人会統一会員増強デーを10月20日(木)とし、会員増強期間が同日から11月19日(土)の間に設定される中、各ブロックの会員増強決起大会が下記の日程で予定されています。細部の開催時間や開催場所等については改めて会員の方々にご案内します。

ブロック等	開催日
東村山ブロック	11月11日(金)
小平ブロック	12月 2日(金)
西東京ブロック	11月25日(金)
東久留米ブロック	11月 1日(火)
清瀬支部	10月20日(木)

報告

東村山第6支部

ボウリング大会実施

8月30日(火)に久米川ボウルにて支部恒例の『親睦ボウリング大会・暑気払い』が行われました。新型コロナウイルスの影響で3年ぶりの開催となり、参加者が集まるか不安もありましたが24社37名の方がその不安を一掃してくださいました。シャモア洋菓子店の塩野さんと東阪アセットマネジメントの熊谷さんのお二方による始球式でスタートし、活気のある雰囲気です。

懇親会は、コロナの感染者数を考慮して開催をするか悩んでいましたが、“こんな世の中だからこそ開催して欲しい!”というお声をいただき感染症対策を徹底して行われました。食事を楽しみながら会員同士の親睦を深めることができ大変有意義な時間を過ごす事ができました。

司会の(株)東光企画の友利さんより参加者の皆様へ素敵な賞品をお渡しし、和やかな雰囲気の中閉会されました。

参加された皆様、ご協賛して下さった皆様、誠に有り難うございました。

(地区委員 小林智子)



法人会行事のご案内

令和4年9月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
11/ 1(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	11/22(火)	16:00	第3回税制・社会貢献委員会	法 人 会 館
//	15:00	インボイス制度説明会	//	11/24(木)	16:00	第3回総務委員会	//
11/ 2(水)		女性部会交流会	群 馬 方 面	11/25(金)	14:00	インボイス制度説明会	//
11/ 7(月)	16:00	第4回広報委員会	法 人 会 館	//	15:00	第36回全国青年の集い式典等(沖縄大会)	沖 縄 アリーナ
11/ 8(火)	15:00	第7回税務教室	//	//	16:00	第3回事業研修委員会	法 人 会 館
//	18:00	第7回青年部会役員会	//	11/29(火)	13:00	新設法人説明会	//
11/ 9(水)	13:00	労務経営相談会	//	12/ 1(木)		第2回本部役員選考委員会	//
11/11(金)		東村山ブロック会員増強決起大会	//	//		正副会長会議	//
11/15(火)	14:00	個別融資相談会	//	//		第3回理事会	//
//		東村山税務署納税表彰式	ル ネ 小 平	12/ 8(木)		女性部会役員会	//
11/16(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	法 人 会 館	//		絵はがき選考委員会	//
//	15:00	今だからこその聞きたい 業種別インボイス制度の影響とその対策	//	12/14(火)	13:00	労務経営相談会	//
11/17(木)	14:00	年末調整実務研修会	//	12/20(火)	14:00	個別融資相談会	//
11/18(金)	10:00	年末調整実務研修会	//	12/21(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//
//	15:30	第4回組織・厚生委員会	//				

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。詳細は東村山法人会事務局(☎042-394-7654)にお問い合わせ下さい。

報告

厚生連絡協議会実施報告

9月15日(木)、法人会館において、3年ぶりに厚生連絡協議会が開催されました。本会議は、本部役員と組織・厚生委員及び受託保険会社の幹部並びに推進員の方々が一堂に会し、法人会役員と福利厚生制度受託会社間で経営者大型総合保障制度をはじめとする会員向け福利厚生制度の推進施策等について協議し、引いては当会の大きな課題である会員募集につなげるために、受託会社と法人会の役員が意見交換等を行うことを目的として、Web併用で行いました。

まず、村野会長と中村組織・厚生委員長の挨拶の後、大同生命保険、AIG損害保険、アフラックの順で各社の福利厚生制度と「福利厚生制度創設50周年キャンペーン」の進捗状況の報告、役員への要望等がなされ、法人会の福利厚生制度について更に認識を深めることができました。最後に、推進員と令和4年度の東法連マイスター受彰者の紹介が行われました。



村野会長 中村委員長



進捗状況報告



推進員の紹介



Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083

東京都八王子市旭町 10-3 安嶋中央ビル 3階

TEL 042-639-0720 FAX 042-646-1850

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



蒸しハンバーグ

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん

バランス良く栄養がとれる、
冬に向かって体を温める料理です。



材 料

- ・豚ひき肉…120g
- ・卵……………2個
- ・ショウガ…適量
- ・絹ごし豆腐…1丁
- ・長ネギ……1/2本
- ・しょうゆ……適量
- ・塩……………少々
- ・ゴマ油………適量
- ・コショウ…少々

作り方

- ① ひき肉にみじん切りした長ネギ、生姜、塩、コショウを入れてよく混ぜてから、ハンバーグ状に整える。
- ② 蒸しても大丈夫な器に豆腐を並べ、中央に肉を置き、上に卵を落とす。
- ③ 蒸し器など、蒸せる状態で12分蒸す。
- ④ しょうゆ、ゴマ油、長ネギをかけて完成。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真と
あなたの趣味に関する記事
を募集しています。

写真は、地域の話題のス
ポットや季節を彩る木々、庭
園、公園、街の風景など、あ
なたの心に残る写真を募集
しています。

趣味や日頃ご興味をお持ち
の俳句、川柳などの芸術や
コレクション、自然観察など
の記事を募集しています。

募集 要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記に
お送り頂くか、メールにてお送り下さい。
採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する
目的以外では使用いたしません。

募集 規程

- 写 真 2950 × 2094ピクセル以上のデジタル
データであること。(JPG、TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200 ～ 400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



掲載時期について

当会会報誌は偶数月の
20日(年6回)に発行して
います。ご応募いただきま
した記事や写真は時期や季
節に応じ、掲載号を決定さ
せていただきますので、い
つでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [283号] 令和4年10月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載